

兵ト発第 51号

公告第 584号

公 告

令和4年1月の電子帳簿保存法の一部改正に沿うよう、兵庫トヨタ自動車健康保険組合の会計事務取扱規程およびシステム等運用管理規程の一部を下記の通り変更する。

記

【会計事務取扱規程】

第8条に（電子計算機組織を利用した経理処理）を新たに加え、以下の条文の条番号を第9条以降に繰り下げる。

【システム等運用管理規程】

第24条（情報機器のリモートアクセス管理）第1項に「（3）情報システムに不正な侵入等の攻撃を防止する技術的対策」を加え、第2項「データ保護管理者は、リモート端末がリモートアクセス要件を保持していることを定期的に確認するものとする。」を加える。

第25条（データ等の消去及び電子媒体の廃棄）の内容を、元の（1）から（3）から新しい（1）から（5）に変更する。

なお、この規程変更はいずれも令和4年4月1日から適用する。

上記のとおり変更し、令和4年3月2日付で近畿厚生局に届け出たので公告する。

令和4年3月3日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理事長 瀧川高章